

○厚生労働省告示第四百四十号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表注1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

（以下略）